第 103 回静岡市建築審査会会議録

1　日　時　　令和８年６月 16 日(火)　午後１時 30 分～午後３時 30 分

2　場　所　　静岡市役所　静岡庁舎　新館９階　特別会議室

3　出席者　　（委員）　内田久美子委員、田中香織委員、荻野淳委員、宮原晃樹委員
宮城規秋委員、新庄剛和委員
（事務局）　建築安全推進課　望月主幹兼管理係長、奥田主任主事
（処分庁）　建築安全推進課　長谷川参与兼課長、横谷指導係長
大瀧主任技師、八木主任技師

4　欠席者　　１人（野末寿一委員）

5　傍聴人　　０人

6　議題等

（１）議案審議

議案第１号　建築基準法第 48 条第４項ただし書きの規定による許可　　１件

議案第２号　建築基準法第 43 条第２項第２号の規定による許可　　１件

7　進行記録

（建築安全推進課　望月主幹兼管理係長進行）

・本会議が建築審査会条例第８条の規定により公開となっていることを報告

（ここから荻野会長が会議進行）

・６人の委員の出席があり、建築審査会条例第５条の規定により、半数以上の出席があることから審査会会議が成立していることを報告

・【議案第１号】の審議に入る前に、会議録の署名を新庄委員と内田委員に依頼
≪会議録の署名について、新庄委員と内田委員が了承≫

（【議案第１号】の審議へ）

（処分庁：建築安全推進課）

・［大瀧主任技師］が【議案第１号】について説明

申請場所	申請者	用途
清水区	個人	引火性溶剤を用いるドライクリーニング工場

（【議案第１号】に関する質疑応答）

・［新庄委員］

今回の許可申請は、工事が伴いますか。

・［大瀧主任技師］

増築や減築など、建物に対する工事はございません。作業機械の配置変更等の内部改修のみで基準を満たします。

・［新庄委員］

作業場の床面積 50 ㎡以下にするということですが、現況平面図と改善計画平面図での違いは何ですか。可動ハンガーは作業場に該当しないのですか。

・［大瀧主任技師］

自動包装機と包装機の配置を変更することで作業場の床面積を減らしています。作業場とは、洗濯作業を行うための範囲であり、可動ハンガーに掛けるという行為は保管に該当し、洗濯作業に含まれません。作業場の区分は、床にテープを貼り明確化します。

・［新庄委員］

どの部分にテープを貼るのですか。

・［大瀧主任技師］

図面で色分けしている店舗との作業場の境界部分すべてにテープを貼ります。

・［新庄委員］

カゴ移動範囲にもテープを貼るとのことですが、カゴ移動範囲とは何ですか。

・［大瀧主任技師］

ドライ機から乾燥機への移動時は、引火性溶剤が含まれた衣類を運搬します。カゴの移動範囲について 50㎝以内、１ｍ以内と定められた基準を厳格に管理するため、床面にテープを貼ることによって明確化します。

・［新庄委員］

コンセントを一箇所移設するとのことですが、どこへ移設するのですか。

・［大瀧主任技師］

規制範囲外となる高さへ移設し、基準を満たす予定です。

・［新庄委員］

臭気について、敷地内空地側へ排出となっていますが、排気ダクトはどのような配置になっていますか。臭気対策はされていますか。

・［大瀧主任技師］

排気は建物内天井に沿って敷地内空地側へ排出され、現在の排出位置と変更ありません。ドライ機は溶剤循環型のため、排水が外部に出ない構造となっており、水洗いよりも臭気が少ない傾向です。また今回の申請に伴い、より臭気が少ない溶剤へ変更をしております。

・［新庄委員］

許可後に検査は行いますか。

・［大瀧主任技師］

確認申請がない代わりに改善完了届が提出されます。その後、現地にて寸法や配置等の実測し、計画通り内部改修されているかの確認を行います。

・［宮原委員］
申請日が令和７年９月 22 日ですが、ここまで時間を要したのはなぜですか。
・［大瀧主任技師］
当初使用していた洗濯機が基準に適合していなかったため、基準に適合する洗濯機の確保に時間を要したことが原因です。
・［宮原委員］
公聴会の記録について、口頭で説明を受けましたが、正式な記録として申請資料に添付したほうがいいと思います。
・［大瀧主任技師］
ご指摘ありがとうございます。今後対応させていただきます。
・［宮原委員］
平成 22 年調査にて静岡市では違反件数が 139 件となっていますが、違反案件の残数と今後の対応についてはどのようになっていますか。
・［大瀧主任技師］
平成 22 年の件数は、書類上の調査件数です。その後、建築士が実際に現地調査を実施し、平成 24 年 10 月に違反としたものが 123 件です。その内、許可・移転・水洗いのみに変更したものが 13 件、廃業したものが 77 件、許可予定が４件、残り 29 件については令和８年３月 31 日に違反指導書を交付し指導を行っています。
・［宮原委員］
引き続き誠意を持って対応してください。

（他に質問等がなく議案第１号の採決へ）
それでは議案第１号「建築基準法第 48 条第４項ただし書きの規定による許可」について、議案のとおり同意することに異議のない方は挙手をお願いします。
（全員異議なし）
・［荻野会長］
全員賛成です。本件については異議なしと認め、議案第 1 号を原案のとおり承認します。

（【議案第２号】の審議へ）
（処分庁：建築安全推進課）
・［横谷指導係長］が【議案第２号】について説明

申請場所	申請者	用途
清水区	個人	共同住宅

（【議案第２号】に関する質疑応答）
・［新庄委員］
申請地が隣地にまたがっていますが、所有者は同じですか。
・［横谷指導係長］
同じです。本件の申請者が所有しています。

（他に質問等がなく議案第２号の採決へ）

それでは議案第２号「建築基準法第 43 条第２項第２号の規定による許可」について、議案のとおり同意することに異議のない方は挙手をお願いします。

（全員異議なし）

・［荻野会長］

全員賛成です。本件については異議なしと認め、議案第２号を原案のとおり承認します。

（「包括許可基準に基づく許可に関わる建築計画の報告」については、令和８年３月 21 日から令和８年５月 20 日までの期間における包括許可に関する案件がないため、処分庁からの説明はなし。）

・［荻野会長］

以上をもちまして第 103 回静岡市建築審査会会議を終了します。

会議録署名人

会長

委員

委員